

介護予防支援事業所の指定について

介護保険法改正により、令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

1 指定における注意事項

- (1) 居宅介護支援事業所の指定を受けている。
- (2) 管理者が主任介護支援専門員であること。
- (3) 運営規程等に記載されている。
- (4) 法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」などの記載がされている。
- (5) 要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定を受けて行うことができるのは「介護予防支援」のみです。

「介護予防ケアマネジメント」を行う場合は、今までどおり地域包括支援センターからの委託となります。

2 指定申請について

- (1) 申請受付期限
指定希望月の前々月末まで（例：7 月 1 日指定の場合は、5 月末まで）
- (2) 申請書類
指定介護予防支援事業所指定申請書
付表第二号
チェックリストに記載してある書類（登記事項証明書など）
※ 上記書類は市ホームページからダウンロードできます。
- (3) 審査事務手数料
新規・更新ともに無料
- (4) 市外の居宅介護支援事業所が本市被保険者の介護予防支援を行う場合、所在地保険者の介護予防支援の指定を受けた上で、北名古屋市の介護予防支援の指定を受ける必要があります。

3 地域包括支援センターとの連携について

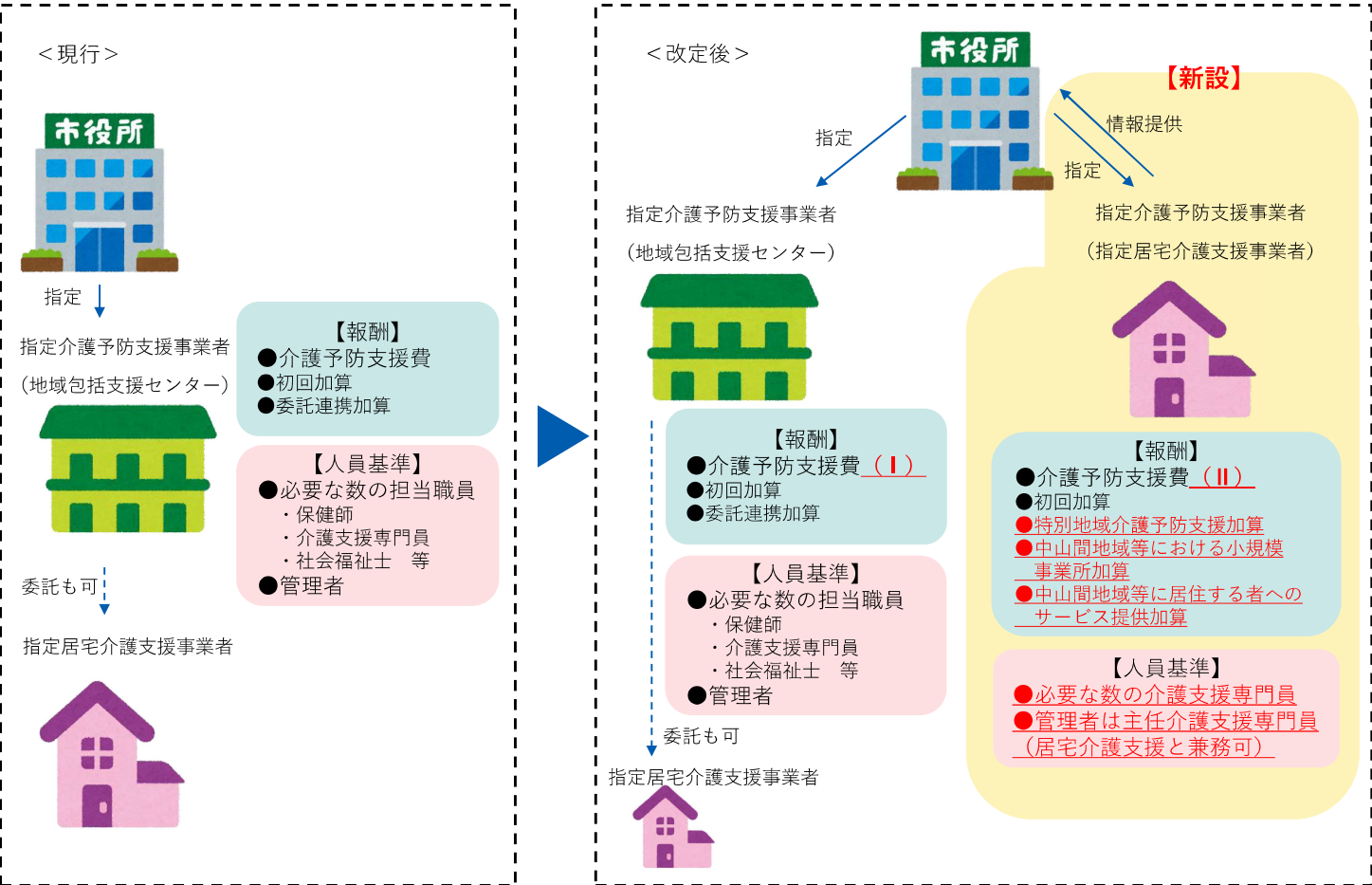
- (1) 指定を受けて直接要支援者を担当した場合でも、対応やプランの気になる点については従来どおり地域包括支援センターにご相談ください。
- (2) ケアプラン等書類は、指定を受けた居宅介護支援事業所が保管することになり、地域包括支援センターへの提出は不要です。

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】 イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】 ⅰ 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。 ⅱ また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】	

単位数・算定要件等	
< 現行 > 介護予防支援費 438単位 なし	< 改定後 > 介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ
なし	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在
なし	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
なし	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合
介護予防支援費 (Ⅱ) のみ	

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

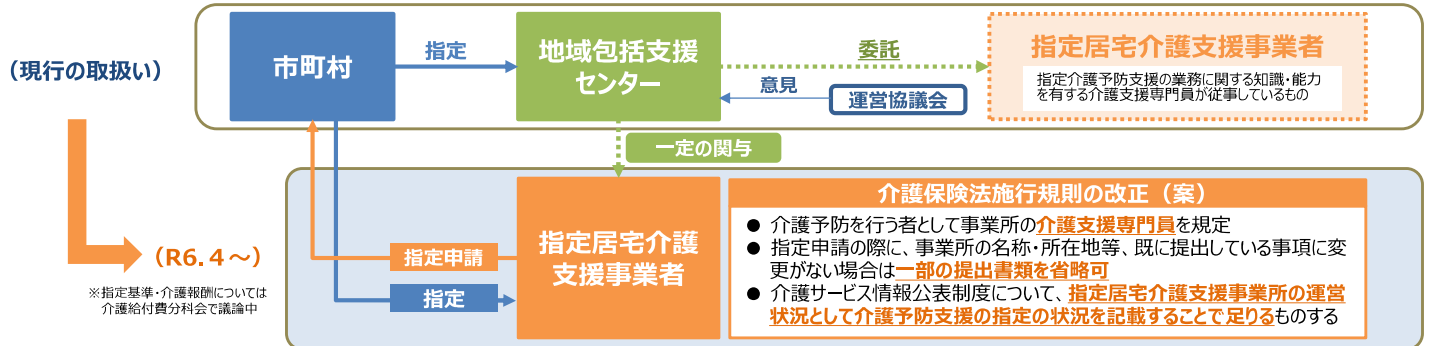


介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

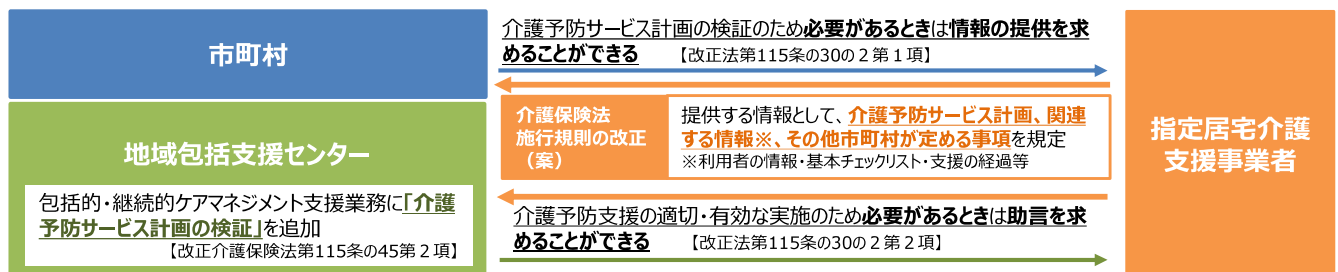
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



運営規程作成例(介護予防支援・居宅用)

※ 居宅介護支援事業所の運営規定と一体的に作成するなど、実情にあわせて改変してください

居宅介護支援事業所名△△△△
指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 〇〇〇が運営する△△△△△(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、必要な事項を定め、事業対象又は要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することにより、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行うものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

4 事業所は、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関、障害福祉の相談支援事業所、地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

6 前項のほか、「北名古屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成27年北名古屋条例第17号)に定める内容を守り、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 △△△△
(2) 所在地 北名古屋市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(職員の職種、員数及び職務)

第4条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤かつ主任介護支援専門員)
(2) 主任介護支援専門員 〇名
(3) 介護支援専門員 〇名
(4) 事務職員 〇名

2 前項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握

その他指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 主任介護支援専門員、介護支援専門員は、介護支援専門員は、要支援者等からの相談に応じ、及び要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務職員は必要な事務を行う。

(業務日及び業務時間)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び〇月〇日から〇月〇日を除く。
(2) 業務時間 午前〇時から午後〇時〇分
(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(事業の内容及び提供方法)

第6条 事業は、次の業務を行う。

- (1) 介護予防サービス計画・支援計画書の作成
(2) サービス担当者会議の開催
(3) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
(4) 介護予防サービス計画等の継続的な管理及び再評価
(5) その他サービスに関し必要と認められる便宜の提供
(6) 地域ケア会議への協力
(利用者の負担等)

- 第7条 サービスを提供した場合の利用者の負担額は、無料とする。ただし、当該サービスが、利用者の介護保険料の滞納等により法定代理受領サービスに該当しないときは、厚生労働大臣が定めるサービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める額とする。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行うサービスの要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域から片道〇キロメートル未満 〇〇〇円 (訪問1回当たり)
(2) 実施地域から片道〇キロメートル以上〇キロメートル未満 〇〇〇円 (訪問1回当たり)
(3) 実施地域から片道〇キロメートル以上 〇〇〇円 (訪問1回当たり)

- 3 前項の規定により交通費の支払いを受けける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書で同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北名古屋市、〇〇〇、〇〇、〇〇とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、事業の提供又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者
の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所による介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに市の窓口に通報される必要があり、事業所は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制の調整を図る。

- (1) 採用時研修 採用後○か月以内
- (2) 継続研修 年○回
- 2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また、同様とする。

3 事業所の職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことがないよう、あらかじめ当該事由を記載した雇用契約を締結するものとする。

4 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、(法人名○○○)と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

重要事項説明書・個人情報同意書・契約書 作成例(介護予防支援・居宅用)

※ 居宅介護支援事業所の運営規定と一体的に作成するなど、実情にあわせて変更してください

居宅介護支援事業所名 介護予防支援事業重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

介護予防支援事業は、利用者の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者及び利用者の家族介護者の意向を尊重しながら、適正な保健医療サービス及び福祉サービス並びに介護予防サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

2 事業所の概要（令和〇年〇月〇日現在）

法人名	
事業所名	
所在地	
電話番号	
管理者名	
担当地域	

(1) 管理者 ○名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 主任ケアマネジャー及びケアマネジャー ○名

ケアマネジャーは、利用者の相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防サービス計画を作成し、サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

3 業務日及び業務時間

業務日	〇曜日から〇曜日（祝日、年末年始除く）
業務時間	午前〇時〇〇分から午後〇時〇〇分

4 業務の流れ

① 重要事項説明書（兼契約書）の説明	重要事項の説明を行い、契約を締結します。
② アセスメント（状態の把握）	アセスメント（状態の把握）により、解決すべき課題の把握を行います。
③ 介護予防サービス計画・支援計画書原案の作成	アセスメントを基に、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画書原案を作成し、介護予防サービス事業者等を選定します。
④ サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画・支援計画書原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス事業者等から意見を聴き介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類等を決定します。
⑤ 介護予防サービス計画・支援計画書等の交付	介護予防サービス計画・支援計画書等を利用者又は家族に説明し交付します。
⑥ 介護予防サービス等の提供	介護予防サービス・支援計画等に位置付けられたサービスが介護予防サービス事業者等から提供されます。
⑦ モニタリング（状況の把握）	3か月に1度、介護予防サービス・支援計画の達成状況などについて、原則、訪問して面接を行います。（要件を満たす場合は、テレビ電話装置の活用）
⑧ 給付管理	利用者の介護予防サービスの利用実績を確認し、その内容に基づき毎月給付管理票を作成する給付管理を行います。
⑨ 費用の請求	介護予防サービス計画・支援計画書の作成にかかる費用の請求事務等を行います。

5 利用料及びその他の費用

種 類	内 容	利用料
介護予防サービス ・支援計画費	介護予防サービス計画・支援計画書の作成を含む 一連の介護予防支援サービス等	無料
要支援認定等の申請代行	要支援認定申請手続き等の代行	無料
交 通 費	北名古屋市内、〇〇に居住の方への訪問の場合	無料
	実施地域外に居住の方への訪問の場合、実施地域 より	任意
	片道〇キロメートル未満	〇円 (1回訪問当たり)
	片道〇キロメートル以上〇キロメートル未満 片道〇キロメートル以上	〇円 (1回訪問当たり) 〇円 (1回訪問当たり)

※ 利用者の介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、本来事業者が受領すべき介護保険法令に規定する居宅介護支援費の介護報酬額と同額料金をいただきます。(当該金額を支払った場合は、当事業所より発行するサービス提供証明書を後日、ご自分の保険者である市町村の介護保険窓口に出し、払戻を受けます。)

6 通常事業の実施区域

北名古屋市、〇〇〇、〇〇〇

7 事故発生時の対応

介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 個人情報保護の保護

利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。また、事業所による介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ得るものとします。

9 虐待防止について

利用者等の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止対策を検討する委員会の定期開催と結果の職員への周知徹底、指針の整備、定期的な研修の実施、担当者の設置をしています。また、虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市の窓口に通報し、市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

10 身体拘束等の禁止

当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等行う場合には、その状況や理由等必要な事項を記録します。

11 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講じます。また職員に対する周知、研修、訓練を実施し、計画の見直しを行います。

12 感染症対策等について

感染症が発生し又はまん延しないように、対策を検討する委員会の開催と結果の職員への周知徹底、指針の整備、研修及び訓練の定期的実施を行います。

13 苦情申し立て等

当事業所が行うサービスへの相談・苦情等がある場合は、次まで連絡してください。

・ 〇〇〇

北名古屋市〇〇

電 話 〇 5 6 8 () FAX 〇 5 6 8 ()

・ 北名古屋市高齢福祉課 介護保険担当又は地域包括ケア推進室

北名古屋市熊之庄御嶽60番地

電 話 〇 5 6 8 (2 2) 1 1 1 1 FAX 〇 5 6 8 (2 6) 4 4 7 7

・ 愛知県保健社会介護福祉課内苦情相談室

名古屋市長区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階

電 話 〇 5 2 (9 7 1) 4 1 6 5 FAX 〇 5 2 (9 6 2) 8 8 7 0

14 その他重要事項

- ・利用者及び利用者の家族の了解なしに、また問題解決という正当な理由以外、業務上知り得た利用者又は利用者の家族介護者の秘密は、堅く守られます。
- ・研修等への参加をとおし、介護支援サービス担当者の質の向上に努めます。
- ・次に掲げるような場合は、必ず〇〇〇へご連絡ください。また、介護予防サービスの当日のキャンセル等は、受けているサービス事業所へも連絡願います。
- ① 介護予防サービス等を休止（当日のキャンセル等を含む）、変更等をした場合
- ② 介護予防サービス等を変更、中止等しい場合

- ③ 介護度が要介護になった場合
- ④ 都合等で急にショートステイが必要になる場合
- ⑤ 入院等で自宅に居なくなる場合
- ⑥ 退院等で自宅に戻った場合

重要事項説明書の確認及び個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は「介護予防支援事業重要事項説明書」の内容の説明を受けたことを確認するとともに、私の個人情報について、次の目的及び使用するとき
に限り、必要最小限の範囲内で用いることに同意します。

事業者（居宅介護支援事業者〇〇〇）は、個人情報の使用にあたっては、関係者以外
の者に漏れることのないよう細心の注意を払うものとします。

1 目的及び使用するとき

利用者に介護予防サービス計画・支援計画書に沿ったサービスが円滑に提供され
るために介護予防支援サービス担当者とサービス事業者と行うサービス担当者会
議や、関係機関との連絡調整等必要な場面において使用します。

2 使用する期間

契約締結の日から契約期間満了日まで
ただし、上記期間は「介護予防支援事業利用契約書」第1条に規定する契約期間
の内容を適用するものとします。

令和 年 月 日

事業者

〇〇〇

殿

住 所

利用者

氏 名

住 所

利用者の
介護者家族

氏 名

重要事項・個人情報使用同意書説明者	〇〇〇〇
-------------------	------

介護予防支援事業利用契約書

甲（利用者）

乙



（契約期間）

- 第1条 この契約の期間は、契約締結の日から甲の要支援認定又は介護保険法施行規則第140条の6第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当している者（以下「事業対象者」という。）の有効期間の満了日までとする。
- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに、甲から更新を行わない旨の意思表示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 乙は、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要支援（要介護）状態区分、要支援（要介護）認定の有効期間、認定審査会意見、事業対象者該当状態、事業対象者の有効期間を確認します。そのため、甲は、乙が求めるときは、乙に介護保険被保険者証を提示します。
- （契約の満了）
- 第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。
- (1) 甲が死亡したとき。
- (2) 第3条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第4条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 甲が介護保険施設等へ入所した場合
- (5) 甲が要介護認定を受けた場合

（甲の解約権）

- 第3条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1か月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

（乙の解除権）

- 第4条 乙は、甲に対し、甲の非協力的など甲及び乙間の信頼関係を損なう行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、7日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

（損害賠償）

- 第5条 乙は、甲に対するサービスの提供に当たって、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（秘密保持）

- 第6条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供に当た

- って知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 前項に規定する守秘義務は、乙の職員の退職後も同様とします。
- 3 乙は、甲又は甲の家族の個人情報を用いる場合は、甲又は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を利用しません。

（記録の整備、閲覧）

- 第7条 乙は、甲に対する介護予防支援サービスの提供に関する記録を行い、この契約終了の日から5年間これを保管するものとします。
- 2 乙は、甲又は甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、複写に応じます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。その謄写の実費相当額を請求することができます。

（契約外条項）

- 第8条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところに従い、甲乙の協議により定めます。
- 本契約を証するため、甲乙は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有します。

令和 年 月 日

甲（利用者）

住所

氏名

電話番号

甲の代理人

住所

氏名

電話番号

（利用者との続柄）

乙の代表者

住所

氏名

電話番号

北名古屋市北〇〇〇

株式会社

代表

0 5 6 8 -

—